くろしの安心情報

情報ファイル NO.119

平成 24 年 6 月 12 日

「違法なアダルトDVDの購入者を告発する。連絡するように」という文書が届いたのですが・・・。

相談内容

【相談者 30代 男性】

先日、見知らぬ団体から「違法なアダルト DVD や児童ポルノ等を製造販売した者が摘発されたので、その購入者も告発する。告発を取り下げてほしければ、期日までに必ず連絡するように。」という内容の文書が届いた。どうしたらいいでしょうか・・・。

対処方法

この事例のように不審な内容の文書が届き、不安になったという相談が寄せられています。中には慌てて相手に連絡をとってしまい、金銭の支払いを要求されたケースもあります。

- ・ 相談者には、「告発を取り下げたい者は期日までに連絡する ように。」などと不安をあおられても、決して相手に連絡をし ないよう助言しました。
- ・ 相手に連絡をとってしまい、金銭の支払いを要求された場合 でも、絶対に支払わないでください。
- ・ 不安に思ったり対処に困った場合には、一人で悩まないで、 早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターに ご相談ください。





発行: 〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076-432-9233 (消費生活相談) FAX: 076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融·多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890